

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）

（注）傍線は改正部分を示す。

改 正 案	現 行
（使用方法） 第十三条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。 一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イゝハ （略） ニ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）<u>第八条第一項に規定する普及指導員</u> ホゝチ （略） 二・三 （略） （使用方法） 第十八条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホップ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。	（使用方法） 第十三条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。 一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イゝハ （略） ニ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）<u>第十四条の二第一項に規定する専門技術員又は改良普及員</u> ホゝチ （略） 二・三 （略） （使用方法） 第十八条 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホップ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イ 二 (略) ホ 農業改良助長法<u>第八条第一項</u>に規定する<u>普及指導員</u>であつて、 都道府県知事の指定を受けたもの ヘ (略) 二 八 (略) (使用方法) 第二十四条 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してか んきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行う場合には 、次の各号に定める基準によらなければならない。 一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イ 二 (略) ホ 農業改良助長法<u>第八条第一項</u>に規定する<u>普及指導員</u>であつて 、都道府県知事の指定を受けたもの ヘ (略) 二 四 (略)	一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イ 二 (略) ホ 農業改良助長法<u>第十四条の二第一項</u>に規定する<u>専門技術員</u>又 は<u>改良普及員</u>であつて、都道府県知事の指定を受けたもの ヘ (略) 二 八 (略) (使用方法) 第二十四条 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してか んきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除を行う場合には 、次の各号に定める基準によらなければならない。 一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イ 二 (略) ホ 農業改良助長法<u>第十四条の二第一項</u>に規定する<u>専門技術員</u>又 は<u>改良普及員</u>であつて、都道府県知事の指定を受けたもの ヘ (略) 二 四 (略)
---	---